

議案第46号

世田谷区立保健センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 運動指導室の使用料の算定方法を変更するとともに、使用料の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立保健センター条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区立保健センター条例（昭和51年12月世田谷区条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

（運動指導室の使用時間の区分）

第3条の2の2 運動指導室の使用時間の区分は、規則で定める。

第4条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項中「別表第2に定めるところにより」を「第3条の2の2の運動指導室の使用時間の区分の時間数に900円を乗じて得た額の」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

第2条 世田谷区立保健センター条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「900円」を「1,170円」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は令和7年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は同年8月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の第4条第2項の規定は、令和7年6月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の第4条第2項の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。